

## 学校法人富山国際学園 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間における男性教職員の育児休業（産後パパ育休含む）の取得率を30%以上とする。

<対策>

【令和8年4月～】

- 育児休業等の制度の趣旨及び内容を周知し、男性教職員の取得促進に努める。
- 新任教職員研修などの機会を活用して周知を徹底する。

目標2：計画期間内に、常勤事務職員の1人当たり所定外労働時間を、令和6年度を基準として5%削減する。

<対策>

【令和8年4月～】

- 業務執行の簡素化、効率化を進め時間外労働の削減を図る。
- 長時間労働による弊害を認識させる等、時間外労働に対する意識改革を進める。

目標3：計画期間内に、年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

<対策>

【令和8年4月～】

- 休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- 管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的にほかの職員にも休暇取得を促す。